

# 森博達氏の日本書紀α群原音依拠説について、再論

平 山 久 雄

## 要 旨

森氏は私の批判に対する反論の中で、α群カ行音仮名における喉音字の不使用が音声上の理由によることを再び主張したが、その行論には問題があり、却って私のいう「偶然説」の可能性を裏書きするとさえ受取られる。ア列音仮名の韻類分布に関するα群・β群の類似を森氏が「原音説」の立場から無視するのも不自然である。鼻音声母字の用法にも「原音説」からは説明しにくい点がある。但し、α群歌謡の表記者が漢字の原音に拠ると同時にその倭音をも考慮したという「原音→倭音説」を仮定すれば、右の如き難点は「倭音説」によると同様に解消される。「倭音説」と「原音→倭音説」と何れが究極妥当であるかについては判断を保留した。附帯してα群における「ス」の音仮名の状況を「倭音説」の立場からはどう理解するかについても見解を述べる。

## 一

拙稿「森博達氏の日本書紀α群原音依拠説について」(国語学一

二八集、一九八二年三月。以下、「拙文」と称す)において、森氏の「原音説」、すなわち『日本書紀』α群諸巻(巻十四―十九、廿四―廿七)の歌謡を表記するに用いられた音仮名が、倭音(日本漢字音)を媒介とせず直接当時の中国語北方音に基づいて選用されているとの見解に対して、疑義を申し述べたところ、森氏は「平山久雄氏に答え再び日本書紀α群原音依拠説を論証す」(国語学一三一集、一九八二年一二月。以下、「反論」と称す)によってこれに反論され、その論駁を通じて「原音説」の妥当性が一層明瞭になったとされた。然し、「ケ甲」の仮名として「家」の用例のあるのがα群ではなくβ群であること、麻韻二等開口歯音字の漢音が「シャ」ではなく「サ」であること、の二点を指正され、また上代日本語カ行子音の有気音性、サ行子音の音価など若干の問題点について森氏の考えられるところを知り得た外には、森氏のこれまでの所説の再述が多く、私として得る所少なかったのは残念であった。個別の論点に関し森氏と私と何れの考え方が妥当であるかについては、読者の慎重な判断に委ね、私が一々論ずることは避けたく思う。ただ、両者対立の根本を確かめるため、「反論」の「二」に述べられたα群カ行音仮名としての喉音字不使用に対する解釈をめぐって、また最近私

が気付いた第三の仮説の可能性を説明するため、「反論」の「四」に述べられたア列音仮名の韻類分布に対する解釈をめぐって、私の考えを記し、併せて新しい論点二つ（鼻音字の用法および「ス」の音仮名について）をあげて私の見方を述べておきたい。

## 二

喉音字すなわち中国原音で声母が喉音に属する漢字がカ行音仮名としてα群には現われないことについて、「拙文」（一九頁上）は「少くとも森氏のこれまでの論考による限り、音声とは無関係の、いわば表記者の文字嗜好の相違によるという意味で、偶然の現象と解釈する余地のあることを否定できない」と述べ、その理由として、そこでα群における不使用が実質上問題となる「訶」「訐」「虚」三種の喉音字の他にも、β群で10例以上の用例を有しながらα群では全く使用例のない漢字が三二字あり、森氏の立場からはα群での不使用を説明できるものをそこから除いても、なお左の二〇字が表記者の嗜好による偶然の不使用字として残ることを指摘した。

哆 椰 椰 邏 耆 臂 異 辭 句 勾 輸 由 幣 勢 呂  
茂 毛 鳩 豫 呂

これに対し「反論」（五七頁上・下）は『重要なものは、この種の偶然による偏在は単一の字音体系から外れない仮名についてのみ当てはまる、という点である。たとえば、β群に偏在する仮名のうち「哆」「椰」「邏」「勢」「豫」等は、α群にもそれぞれ「多」「耶」「羅」「世」「預」等という同一の漢字原音をもつ仮名が用いられており、これが音声的な理由による偏在でないことは明白である。』と述べて、偶然による不使用例のあることを肯定しつつも、それに

「単一の字音体系から外れない」との条件を付けて、実際の該当例があまり多くはないと示唆するかにみえる。森氏は該当例の例示に際し、この条件より狭い条件である「α群にも同一の漢字原音をもつ仮名が用いられている」場合に当る六字（但し「等」を附す）を挙げるが、いま前掲の二〇字について森氏が「単一の字音体系に外れない」と認められると思われるものを求めると、これら六字を含め一六字あり、この条件に外れるものは「由」「毛」「輸」「勾」の四字のみである。この中「由」をこれと認めるのは、森氏「唐代北方音と上代日本語の母音音価」（同志社大学「外国文学研究」一九八一年）（四三頁）に「ル」の音仮名としてα群が尤韻字を用いることをとくに問題とするのから推してである。「毛」については、同じ豪韻字である「保」「報」がα群でも「ホ」に用いられているが、恐らく森氏は何らかの音声上の説明を設け「モ」の仮名としてα群は豪韻字を用いえなかったと説かれると想像する。「輸」については「反論」（六三―六四頁）に述べられた「ス」の子音音価からみて判断した。「勾」については、森氏「唐代北方音と上代日本語の母音音価」（四〇―四三頁）にウ列音仮名としてα群で候韻字が用いられる場合をとくに問題とすることから推しての判断である。但し「勾」には「句」との字形類似の問題がある。

このように森氏の論旨に沿って音声的理由からの不使用と考えるものを最も多く認めた場合でも、前掲二〇字中の一六字は然らざるものとして残るのであり、カ行音仮名としてα群に喉音字が現れないことは偶然でもありうるとの私の見方はなお動かず、平山のいう「偶然説」が音声的理由からの「本質的偏在」とそれ以外の「非本質的偏在」とを混同した謬説であるとの森氏の総括（「反論」六五

（頁上）は、少くともこの点に關しては當を得ていない。森氏の論理からも、この点に關して実は私見に同ぜざるを得ないと考えられる。

— 思うに森氏が私見を認めようと思はれないのは、骰子を振ることへの類推を考えられるためである。すなわち、カ行音仮名としてα群が喉音字を用いないのが音声上の理由によることを説得するため、「反論」(五七頁下・五八頁上)は骰子の目の丁半を譬えにとるが、これは適切な比喩ではない。『日本書紀』歌謡の表記者は歌謡に逐次現われる一々の音節につきその都度白紙の立場で音仮名の用字を選んだのではない。各音節に略定まった常用字の中から選用するのが普通であったと思われるから、サイコロを振るのとは状況が違ふ。また森氏はこの比喩をあてはめる対象として、α群に現れるカ行音仮名三五字種、のべ319字を一括するが、これも妥当ではあるまい。カ行音節八種の中、「キ甲」に關しては、α群がイ列甲類に専用する韻類である支・脂韻開口A類に属する喉音字<sup>注1</sup>としては、少数の僻字があるのみとの事情があり、音仮名に喉音字が現れないのは寧ろ当然である。「ク」の場合にも、α群がウ列音仮名に常用する韻類である虞韻には、やはり好適な喉音字に乏しい。β群でも「キ甲」「ク」には喉音字を用いていない。「キ乙」「ケ甲」「ケ乙」の場合には、α群におけるこれらの音節の出現数は各10・7・14に過ぎぬから、そこに喉音字の用いられないのは異とするに足りない。β群でもここに喉音字の使用はない。各音節についてこのような事情を考慮すると、α群における喉音字不使用をとくに問題として論じうるのは「カ」「コ甲」「コ乙」の音仮名計一六字種、のべ139字に關してである。而してこれらに關して「訶」「訶」「虚」等の喉音字

が混じらないのは偶然である可能性を否定できない、というのが私の考えである。

### 三

森氏「漢字音より觀た上代日本語の母音組織」(國語学一二六集、一九八一年)(二二頁下—三五頁上)は、ア列音仮名として歌・戈韻字と麻韻字とが混用される現象をとり上げ、実はα群では両者が表わす音節によつて整然たる相補的分布をなし、その状況は「原音説」からのみ説明できると述べて、「原音説」の一証としたが、これに對して「拙文」(二二頁下—二四頁上)は、ア列音仮名の漢字原音における韻類分布がβ群についてもα群とよく似た様相を示すことを指摘して、「原音説」による解釈に疑問を呈した。「反論」(六〇頁下—六二頁上)はこの点の私見にもつよく反撥し、ア列音仮名に關する兩群の「重大な相違点」三項をあげて、これらにつき平山は無視するか又は不十分な説明しか与えていないと非難するが、これらの相違点に關する私の解釈は、「拙文」(二四頁上)の「α群もβ群も当時の日本漢字音の状況をふまえる点では同様であり、ただα群はβ群に比べて漢音という単一の字音体系に依拠しようとする志向が一層つよく、また略音仮名を避ける志向がより等しい」といふ「倭音」に對する態度に若干の差があるのではないか」という一節から自ずと読みとれる筈である。重要なのは、これらの部分的な相違をこえて兩群の韻類分布が全体的に類似することであり、それをどう説明するかであろう。「平山氏はア列における兩群の共通点を強調するが、重要なのはα群自身の状況である」(「反論」六一頁下)というだけでは、眼前にあるものを見るなというに等しくはな

いか。

ところで「拙文」がア列音仮名の韻類分布の検討を通じて述べようとしたのは、その分布が兩群ともよく似る故に、 $\alpha$ 群だけが漢字原音に基づくとの解釈は疑わしく、 $\beta$ 群が倭音に基づいて表記されたものであるからには、 $\alpha$ 群もやはり同様とみるのが穩当であろう、ということである。「漢字音より觀た上代日本語の母音組織」で森氏が有坂氏「倭音説」の論拠とみた三点が『日本書紀』 $\alpha$ 群歌謡には妥当せぬとする森氏の批判は、そのまま森氏「原音説」の論拠をなすが、その第一論拠（ $\alpha$ 群カ行音仮名における喉音字の不使用）・第二論拠（ $\alpha$ 群における次清音字の不使用ないし少用）に対する「拙文」の批判の趣旨は、そこに指摘された事象が「原音説」による解釈のみを容れるものではあるまい、したがって、「原音説」を既に証明された真理であるかの如く森氏が扱かうのは首肯しがたし、というに尽きる。而してア列音仮名に関するこの第三論拠への批判に至って、「原音説」そのものの成立が殆ういのではないか、という論旨になるのである。

然し森氏の「反論」を検討する中に、ある仮定を設けるならば、「原音説」を生かしながらア列音仮名の韻類分布に関する兩群の類似を説明できるであろうことに気づいた。すなわち、 $\alpha$ 群の歌謡が果して漢字原音に直接依拠して表記されたのであれば、そのような表記方法の意図するところは、漢字表記された歌謡を中国人が見て音読した場合にも、なるべく日本語の原音に近い音声が得られるように、という点にあったと考えられるが、同時にその漢字表記を日本人が倭音を以て読んだ場合にも原歌謡が正確に再現されるように、表記用字の選択に配慮が加えられていた、と仮定するのであ

る。 $\beta$ 群歌謡の表記が直接にはいわば内向けの一面しか考慮しなかったのに対し、 $\alpha$ 群歌謡の表記は内向け・外向けの両面を併せて考慮した、との仮定である。「原音説」をこのように修飾して「原音—倭音説」として用いるならば、 $\alpha$ 群におけるア列音仮名の韻類分布が $\beta$ 群のそれに似る所以を「倭音説」によると同様理解できる。この意味でこの「原音—倭音説」は單純な「原音説」には少くとも勝るであろう。森氏はこの点をどう考えられるであろうか。

#### 四

「拙文」では言及しなかったが、鼻音字母を含む漢字の音仮名としての用法にも、單純な「原音説」からは充分な説明が与えられるかどうか危懼される点がある。当時の中国語北方音では全濁音字母の無声音化<sup>注3</sup>と並んで  $m \cdot \vee \cdot mb$  の如く鼻音字母の「非鼻音化」傾向が顯著となっており、そこで「原音説」の立場からは「日本語の濁音字母と鼻音字母にはともに鼻音字母を用いざるを得ず、兩者の区別がきわめて困難であった」（「反論」六三頁下）とみられるのは当然である。ところで、同一の鼻音字母を有する漢字が濁音字母に用いられるか鼻音字母に用いられるか、個別字によって一方に定まる傾向がある。例えば同じく泥母の、而かも同じく歌韻の字でありながら、 $\alpha$ 群で「ダ」には主に「娜」が用いられ、「ナ」には主に「那」「儺」が用いられている。別表を参照されたい。このような個別字による使い分けを「原音説」はどう説明するであろうか。「倭音説」及び「原音—倭音説」からは共に、表記者にとって「ダ」の倭音が優勢であると認められた漢字を「ダ」に充て、「ナ」の倭音が優勢であると認められた漢字を「ナ」に充てたのだ、と解釈できる。別

表で「娜」についてみられるように、同一漢字が濁音・鼻音双方に用いられることもあるが（但しこのような場合でも通常は何れか一方に多く用いられる）、この種の両用現象はβ群にもみられるから、二種の漢字音の競合を反映すると解すればよい。

このように鼻音声母字の用法を理解する上でも「原音—倭音説」は単純な「原音説」に勝ると考えるが、それでは「原音—倭音説」と「倭音説」と、何れがα群歌謡を表記する漢字にみられる音韻上の現象全体を説明する上で究極勝るかについては、私はなお考えたく、ここでは判断を保留したい。大方の指教をとくに冀う者である。α群・β群の内部を更に分けて眺める視点も依然として意味がある<sup>注5</sup>。

森氏の「反論」（六三頁下—六四頁下）に断案に非ずとしながら述べられたサ行子音の音価に関する見解の中で、「ス」に関する部分分は森氏が最も自信をもたれるところであろう。α群における「ス」の音仮名31回の用例がすべて心母字「須」一字種によって占められているのは、「ス」の子音が摩擦音<sup>5</sup>であったことを示す何よりの証拠と「原音説」の立場からはみなされるからである。然しこの事実は「倭音説」からも充分説明できることである。終りにこれについて私見を述べておきたい。

日本書紀「ナ」「ダ」音仮名表

| 透 | 泥  |   |   |    | 声母 |    |    |
|---|----|---|---|----|----|----|----|
| 太 | 囊  | 儂 | 乃 | 娜  | 奈  | 儂那 | 漢字 |
|   | 1  | 1 | 2 | 25 | 24 |    | ナ  |
|   |    |   |   |    |    | α群 |    |
|   |    |   |   |    |    | β群 | ダ  |
|   | 1  | 6 |   |    |    | α群 |    |
| 2 | 12 | 7 |   |    |    | β群 |    |

漢音として「ス」と読まれる漢字が当時存在したであろうか。平安期の書写になる漢音系の古字音資料を整理した研究に就いてみると、柏谷嘉弘「図書寮本文鏡秘府論字音点」（訓点語と訓点資料三〇、一九六五年）では「崇」（東韻三等崇母）・「鷗」（虞韻崇母）・「數」（虞韻生母）・「騶」（尤韻崇母）に「ス」の音がみえる。すなわち東韻三等・虞韻・尤韻の莊組（正歯音二等すなわち歯上音）字に「ス」の漢音をもつものがあつたことが分かる。但し尤韻莊組字でも「騶」「搜」（何れも生母）には各々「シウ」「ソウ」と注音されている。築島裕「長承本蒙求字音点」（訓点語と訓点資料一〇、一九五八年・一一、一九五九年・一三、一九六〇年）では尤韻莊組字「鄒」（莊母）・虞韻莊組字「蕘」（初母）の他、尤韻章組（正歯音三等）字「収」「首」（何れも書母）・精組（歯頭音）字「酒」（精母）・虞韻章組字「朱」「珠」（何れも章母）・「輸」（書母）・精組字「鬚」（心母）に「ス」の音がみえるが、「鄒」「蕘」を含めこれらの多くはまた「シウ」或は「シユ」の音も注されている。前出の「崇」「數」には「スウ」と注する（これらはいずれも本資料の字音仮名注記の主体をなす第二種点についての状態である）。築島裕「高山寺藏胎藏界自行次第字音点」（訓点語と訓点資料三六、一九六七年）では「數」は「シウ」となっている<sup>注6</sup>。このような状況から推すと、『日本書紀』の歌謡が表記された当時において、漢音で「ス」と読まれる漢字はなかった可能性があり、前記の如き条件に該当する漢字の漢音に「ス」があつたとしても、それらは同時に「スウ」「シウ」など他種の漢音を併せもち、安定して「ス」と読まれる保証がなかった可能性がある。或はまた、漢音内部のヴァリエーションの中で、α群の表記者が標準に択んだ字音体系には「ス」の音をもつ漢

字がなかったと想定することもできる。然りとすれば、 $\alpha$ 群の表記者は「ス」を表わすには呉音系字音に頼らざるを得ず、当時「ス」の常用仮名であった「須」を用いるのが「ス」の読みを保証するに最も賢明なやり方であったと考えられる。 $\beta$ 群では「ス」の音仮名として虞韻精組字「須」18の他に虞韻章組字「輸」13・「殊」4・「主」1・尤韻精組字「酒」1・「秀」1・章組字「周」3・模韻精組字「素」4（数字は使用回数）を用いるが、これはやはり「ス」を漢音にもつ適当な漢字がなかったため呉音系字音によってこれらの漢字を用いたものか（ $\beta$ 群では漢音依拠主義が $\alpha$ 群より弱い）、或は $\beta$ 群の表記者が標準とした漢音の体系ではこれらの漢字（「素」を除く）が「ス」と読まれたことを反映するであろう（前記長承本蒙求の状況を参照）。

注1 喉音字といってもここで問題にかかわるのは日本漢字音でカ行音に写される可能性のある曉母および匣母の字に限られ、影母・喻母の字は除外される。更に支脂韻など拗音韻の場合には匣母は喻母三等に含まれて右の条件から外れるので、曉母字のみが問題となる。

注2 音節ごとに切り離して論ずるのは不可であると森氏は言われるかも知れないが、サ行子音の音価については森氏もこの論法によっている。

注3 因みに森氏が引く李栄氏の説（「反論」一六〇頁上および六五頁下注4・注5）は、八世紀末慧琳の依拠した発音では全濁音声母が有声無気音であったと解し得ることを述べたものであるが、これは甚だ殆うい説といわねばならない。もし李栄氏のいう如くであったとすれば、慧琳が梵語baに「麼」mbaを

充て「啓」baを充てなかったのは不可思議である。梵語ba・bha双方に「啓」を充てた上で加注により両者を区別するのが自然ではなかったか。

注4 森氏「今日本書紀歌謡における万葉仮名の一特質—漢字原音より親た書記区分論—」（文学四五一—二、一九七七）所載の八表 $\alpha \vee \wedge$ 表 $\beta \vee$ （唐代北方音と上代日本語の母音音価）に再録により作った。

注5 例えば「デ」の音仮名として $\alpha$ 群で定母字「提」が用いられるのは卷二七・一二四番歌謡における5例のみであるという如き群内部での偏在にも注意したい。

注6 築島裕『興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝古点の国語学的研究・研究篇』（一九六七年、東京大学出版会）に整理された字音表では、虞韻の莊組字「數」「耗」および章組字「樞」「輸」「樹」等に「主」（「主反」）と注する。この「主」が「ス」を表わしたか「シウ」「シユ」等を表わしたかを推断するには議論が必要なので、ここでは立入らぬこととする。本文で提起した問題点を考えるには、すでに参照した資料にみられる状況で充分であろう。

—東京大学助教授—  
（昭和五十八年三月十二日 受理）